

第 7 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 2 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年 12 月 条例第 49 号）の
一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「から第 46 号まで及び第 48 号から第 50 号」を「，第 45 号及び第
47 号から第 49 号」に改める。

別表第 1 第 43 号中「一般社団法人地方税電子化協議会」を「地方税共同機
構」に改め，同表中第 45 号を削り，第 46 号を第 45 号とし，第 47 号から第 49 号ま
でを 1 号ずつ繰り上げ，同表第 50 号中「一般社団法人 2025 年日本国際博覧会協
会」を「公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会」に改め，同号を同表第 49 号
とし，同号の次に次の 1 号を加える。

(50) 兵庫県農業共済組合

附 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし，別表第 1 第 43 号の改正
規定及び同表第 50 号中「一般社団法人 2025 年日本国際博覧会協会」を「公益社
団法人 2025 年日本国際博覧会協会」に改める改正規定は，公布の日から施行す
る。

理 由

職員を派遣することができる団体を変更する等に当たり，条例を改正する必要
があるため。

(参 考)

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体)

第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第1第2号から第7号まで、第9号、第12号から第16号まで、第18号、第22号、第26号、第27号、第30号、第33号から第41号まで、第44号から第46号まで及び第48号から第50号までに掲げる団体とする。

別表第1 (第2条, 第8条の2関係)

(1)～(42) 略

(43) 一般社団法人地方税電子化協議会

(44) 略

(45) 公益財団法人ラグビーワールドカップ2019
組織委員会

(46)～(49) 略

(50) 一般社団法人2025年日本国際博覧会協会

(改 正 案)

、第45号及び第47号から第49号

地方税共同機構

(45)～(49)

(49) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

(50) 兵庫県農業共済組合